



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年2月12日金曜日 第2747号

## ◇ 目 次 ◇

一部事務組合の規約の変更の届出.....	(市町振興課).....	59
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課).....	59
知事指定薬物の指定の失効.....	( " ).....	59
第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定.....	(経営支援課).....	60
地籍調査の成果の認証(2件).....	(農政課).....	60
保安林の指定.....	(森林整備課).....	60
公有水面埋立免許.....	(港湾海岸課).....	60
道路の区域変更(県道伯方島環状線).....	(東予地方局今治土木事務所).....	61
道路の供用開始( " ).....	( " ).....	62
道路の区域変更(県道大三島環状線).....	( " ).....	62
道路の供用開始( " ).....	( " ).....	62
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課).....	62
道路の区域変更(県道城川橋原線).....	(南予地方局西予土木事務所).....	62
道路の供用開始( " ).....	( " ).....	63
道路の区域変更(県道大洲野村線).....	( " ).....	63
道路の供用開始( " ).....	( " ).....	63
道路の供用開始(県道城川橋原線).....	( " ).....	63
医師の指定.....	(福祉総合支援センター).....	64
指定医師の所在地の変更.....	( " ).....	64
指定医師の辞退の届出.....	( " ).....	64

## 公 告

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託.....(情報政策課).....64

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第143号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合の規約の変更の届出があった。  
平成28年2月12日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更事項

児童養護施設近永愛児園及び近永乳児院の建設費に係る分賦金割合の規定の追加

#### 2 規約変更年月日

平成28年4月1日

### ○愛媛県告示第144号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。  
平成28年2月12日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 薬物の名称

- 1 - ブチル - N - ( 2 - フェニルプロパン - 2 - イル ) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド及びその塩類
- 1 - ( 5 - フルオロベンチル ) - N - ( 2 - フェニルプロパン - 2 - イル ) - 1 H - ピロロ [ 2 , 3 - b ] ピリジン - 3 - カルボキサミド及びその塩類
- 2 - ( 8 - プロモ - 2 , 3 , 6 , 7 - テトラヒドロベンゾ [ 1 , 2 - b : 4 , 5 - b ' ] ジフラン - 4 - イル ) エタンアミン及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物。

#### 2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

#### 3 効力発生の日

平成28年2月13日

### ○愛媛県告示第145号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。  
平成28年2月12日

平成28年2月12日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2 (2, 5 ジメトキシ 4 メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類
- (2) 2 { [ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル} N メチルアセトアミド及びその塩類
- (3) 1 メトキシ 3, 3 ジメチル 1 オキソブタン 2 イル=1 (シクロヘキシルメチル) 1H インダゾール 3 カルボキシラート及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物。

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

平成28年 1月31日

○愛媛県告示第146号

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第65条第1項の規定により、次のとおり第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めた。

平成28年 2月12日

愛媛県知事 中村時広

松山市湊町5丁目1番1から4まで、9から11まで、2番1から4まで、湊町6丁目1番1、永代町10番4、7から10まで、末広町16番4

○愛媛県告示第147号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年 2月12日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
新居浜市	瓜生野の一部	平成23年度から平成24年度まで	新居浜市別子山字瓜生野の一部の地籍図及び地籍簿
西条市	洲之内の一部・西田の一部・中野の一部	平成26年度から平成27年度まで	西条市(洲之内の一部・西田の一部・中野の一部)の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成28年 2月12日

○愛媛県告示第148号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年 2月12日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
東温市	滑川の一部	平成25年度から平成26年度まで	東温市(滑川の一部地区)の地籍図及び地籍簿
松山市	来住地区	平成25年度から平成27年度まで	来住地区の地籍図及び地籍簿
東温市	河之内・松瀬川の一部	平成25年度から平成26年度まで	東温市(河之内・松瀬川の一部地区)の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成28年 2月12日

○愛媛県告示第149号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年 2月12日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

宇和島市石応809の2、810、834

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

石応810・834(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、809の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第150号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成28年 2月12日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

愛媛県西条市明屋敷164番地

代表者 西条市長 青野 勝

愛媛県西条市楠甲453番地 9

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県西条市ひうち字西ひうち 7 番 7 から同 7 番19までの  
地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち 1 点から 4 点までを順次直線で結ぶ平成  
9 年 7 月18日付け愛媛県指令第137号の免許に係る埋立ての  
埋立区域と公有水面との境界線（D . L . + 2 . 95メートルに  
より決定）、4 点から12点までを順次直線で結んだ線、12点  
と13点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D . L . + 3 . 55メー  
トル）の陸と公有水面との接する線、13点から18点までを順  
次直線で結ぶ平成18年 3 月29日付け愛媛県指令17港第685号  
の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D .  
L . + 3 . 40メートルにより決定）及び18点と 1 点を結ぶ平成  
26年の秋分の満潮位（D . L . + 3 . 55メートル）の陸と公有  
水面との接する線により囲まれた区域

基点（西条市ひうち字東ひうち20番地、国土地理院「ひう  
ち緑地」四等三角点）は、北緯33度56分15 . 8675秒、東経133  
度12分15 . 3700秒の地点

1 点は、基点から真北293度14分46秒1 . 656 52メートルの  
地点

2 点は、1 点から真北343度57分01秒56 . 22メートルの地点

3 点は、2 点から真北253度57分01秒3 . 22メートルの地点

4 点は、3 点から真北343度57分01秒444 . 54メートルの地  
点

5 点は、4 点から真北73度58分00秒11 . 94メートルの地点

6 点は、5 点から真北163度58分00秒1 . 31メートルの地点

7 点は、6 点から真北73度58分00秒50 . 10メートルの地点

8 点は、7 点から真北343度58分00秒0 . 11メートルの地点

9 点は、8 点から真北73度58分00秒39 . 52メートルの地点

10点は、9 点から真北163度58分00秒448 . 90メートルの地  
点

11点は、10点から真北73度58分00秒0 . 30メートルの地点

12点は、11点から真北163度58分00秒0 . 55メートルの地点

13点は、基点から真北296度25分40秒1 . 627 . 67メートルの  
地点

14点は、13点から真北164度24分26秒0 . 05メートルの地点

15点は、14点から真北253度56分18秒41 . 40メートルの地点

16点は、15点から真北163度52分44秒38 . 00メートルの地点

17点は、16点から真北253度52分44秒0 . 60メートルの地点

18点は、17点から真北163度52分44秒12 . 00メートルの地点  
ウ 面積

47 , 716 . 26平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県西条市ひうち字西ひうち 6 番 1 から同 7 番16までの  
地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の A 点から M 点までを順次直線で結んだ線及び M 点と A  
点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西条市ひうち字東ひうち20番地、国土地理院「ひう  
ち緑地」四等三角点）は、北緯33度56分15 . 8675秒、東経133  
度12分15 . 3700秒の地点

A 点は、基点から真北285度58分23秒1 . 978 47メートルの  
地点

B 点は、A 点から真北343度53分29秒20 . 00メートルの地点

C 点は、B 点から真北73度53分29秒373 . 46メートルの地点

D 点は、C 点から真北343度53分29秒581 . 09メートルの地  
点

E 点は、D 点から真北72度31分22秒989 . 52メートルの地点

F 点は、E 点から真北122度48分26秒137 . 09メートルの地  
点

G 点は、F 点から真北184度01分42秒502 . 55メートルの地  
点

H 点は、G 点から真北253度57分28秒774 . 98メートルの地  
点

I 点は、H 点から真北163度57分28秒10 . 54メートルの地点

J 点は、I 点から真北253度57分28秒59 . 80メートルの地点

K 点は、J 点から真北163度57分28秒50 . 00メートルの地点

L 点は、K 点から真北253度57分28秒58 . 96メートルの地点

M 点は、L 点から真北343度57分28秒10 . 00メートルの地点

ウ 面積

575 , 642 . 60平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 埋立免許年月日

平成28年 2 月 3 日

○愛媛県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦字殿ヶ市甲3437番 3 地先から 同町木浦字池田甲1213番 2 まで	旧	メートル 10 . 7 ~ 28 . 7	キロメートル 0 . 075	
		今治市伯方町木浦字池田甲1213番 6 から 同字甲1213番 2 まで	新	11 . 8 ~ 28 . 7	0 . 075	

○愛媛県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦字池田甲1213番6から 同字甲1213番2まで	平成28年 2月12日

○愛媛県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大三島環状線	今治市大三島町宗方7079番3から 同町宗方6796番地先まで	旧	メートル 8.2～77.1	キロメートル 0.205	
		今治市大三島町宗方7079番3から 同町宗方6796番まで	新	12.0～79.0	0.205	

○愛媛県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市大三島町宗方7079番3から 同町宗方6796番まで	平成28年 2月12日

○愛媛県告示第155号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。  
 平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般-26)第2909号	平成27年 3月4日	榊有 真	浜本 孝尾	松山市勝山町2-7-1	平成28年 1月15日	管工事業	建設業の廃止
(般-22)第15890号	平成23年 2月6日	伊東工務店	伊東 勇雄	松山市畑寺町830-28	平成28年 1月15日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-22)第13307号	平成23年 2月9日	今井電機(有)	今井 邦弘	伊予郡砥部町五本松314-2	平成28年 1月26日	電気工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町窪野2663番5地先から 同町窪野2662番2まで	旧	メートル 49～17.8	キロメートル 0.035	
			新	21.2～34.4	0.035	

## ○愛媛県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町窪野2663番5地先から 同町窪野2662番2まで	平成28年 2月12日

## ○愛媛県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬1472番から 同町高瀬1473番地先まで	旧	メートル 6.6～11.9	キロメートル 0.032	
		西予市野村町高瀬1472番から 同町高瀬1473番2まで	新	10.2～12.4	0.032	

## ○愛媛県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬1472番から 同町高瀬1473番2まで	平成28年 2月12日

## ○愛媛県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町下相867番5から 同町下相837番4まで	平成28年 2月12日

○愛媛県告示第161号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器内科	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	大久保 史 恵	東温市横河原366番地	平成 28年 2月 1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	竹 下 英 次	東温市志津川	平成 28年 2月 1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	鈴木整形外科・外科	鈴 木 勝 明	宇和島市吉田町北小路甲96番地 2	平成 28年 2月 1日

○愛媛県告示第162号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
大木元 明 義	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	平成28年 1月 1日
池 田 俊 太 郎	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成28年 1月 1日

○愛媛県告示第163号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
聴覚・平衡・音声、言語・そしやく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	河 内 和 誉	東温市志津川	平成 28年 1月 7日
聴覚・平衡・音声、言語・そしやく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	入 船 悠 樹	東温市志津川	平成 28年 1月 7日
肢 体 不 自 由	リハビリテーション科	伊 予 病 院	松 本 瑠 以 子	伊予市八倉906番地 5	平成 28年 1月31日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
庁内LANシステム運用管理・支援及び利用支援業務 一式  
農業土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式  
土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式
- (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 委託期間  
平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所  
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
- (7) この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続きにより紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。  
なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。
- (イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費

税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合にあっては、次の掲げる場所へ、持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2289

- (2) 入札書の受領期限

平成28年3月23日（水）から平成28年3月25日（金）午前9時59分までの電子入札システムによる当該入札案件受付時間中。（平日の午前9時から午後5時までをいう。）

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成28年3月25日（金）午前10時

愛媛県庁第二別館5階 高度情報化研修室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### ア 確認申請書の提出場所及び提出方法

電子入札により提出すること。ただし、紙入札方式による場合にあっては、3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

### イ 確認申請書の受領期間

平成28年2月12日（金）から平成28年3月10日（木）までの電子入札システムによる当該入札案件受付時間中（平日の

午前9時から午後5時までをいう。）

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Operation management and Use support service for Administrative Affairs Local Area Network , 1 set  
Operation management and Use support service for Agricultural Engineering System , 1 set  
Operation management and Use support service for Public Works System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 25 March 2016
- (3) For further information , please contact: Administrative Computerization Group , Information Technology Division , Policy and Planning Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2289